

ブラジルの国内空港におけるマスク着用義務について

2022 年 11 月 25 日

◎ブラジル国家衛生監督庁（ANVISA）は、2022 年 11 月 25 日よりブラジル国内の空港施設において、マスク着用を義務付ける措置を発表しました。

これによりブラジル国内の空港ターミナル、空港内輸送車両、航空機内でのマスク（不織布又は医療用（サージカル）マスク）の着用が義務付けられますので、ご留意願います。

◎ブラジル国内の感染状況を踏まえ、各個人におかれても、引き続き、必要な新型コロナウイルス感染症予防対策を行っていただくことをお勧めします。

（本決議関連リンク）

<https://www.gov.br/anvisa/pt-br/assuntos/noticias-anvisa/2022/anvisa-atualiza-medidas-a-serem-adotadas-em-aeroportos-e-aeronaves>

（本決議の要約）

ANVISA は、ブラジルにおける新型コロナウイルス感染状況を受けて、11 月 22 日（火）、マスクの着用義務の再適用を含め、空港及び航空機内において適用される新たな措置を導入するための決議を承認した。

ANVISA によって承認された新たな決議によって、空港ターミナル内、空港内輸送車両及び空港エリアにあるその他の施設内において、マスクを着用することが義務付けられることとなる。

新たな規則においては、以下の着用は禁止とされる。

- ・アクリルとプラスチックタイプのマスク
- ・バルブ付きマスク（N95、PFF2 タイプ含む）
- ・スカーフ、布製のバンダナ、またはプロ用または非プロ用の防護マスクとして特徴付けられていないその他の素材
- ・フェースシールド単独使用
- ・マスク着用ガイド ABNT PR 1002 に記載されている最小要件に準拠していない又は 1 層のみで作られた非プロ用の保護マスク。

同決議に従い、マスクの着用に当たっては、顔にフィットするように調整し、口、鼻、顎を覆い、空気や呼吸器から放出される飛沫のスペースを最小限に抑えなければならない。

なお、自閉症スペクトラム障害、知的障害、感覚障害、その他顔面保護マスクを適切に使用できない障害をお持ちの方及び 3 歳未満のお子様については、マスク着用義務の適用対象外である。また、水分補給及び食事の際は着用義務の適用対象外とする。

空港ターミナルから航空機まで旅行者を輸送する車両でも運転手を含めて全ての乗客がマスクを着用しなければならない。

本決議は、11 月 25 日（金）に執行される。

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp